

適正な維持管理

行政機関法 (H17.4月施行)	<p>(正確性の確保)</p> <p>第5条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>(安全確保の措置)</p> <p>第6条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>
神戸市 (H10.4月施行)	<p>(現行条例)</p> <p>(適正な維持管理)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。</p>
札幌市 (H8.4月施行)	<p>(現行条例)</p> <p>(個人情報の適正管理)</p> <p>第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、個人情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 個人情報を正確かつ最新のものとすること。</p> <p>(2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止すること。</p> <p>(3) 保有する必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。</p>
仙台市 (H9.10月施行)	<p>(現行条例)</p> <p>(個人情報の適正管理)</p> <p>第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を遂行するに当たっては、個人情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと</p> <p>二 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止すること</p> <p>三 事務事業の執行上保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去すること</p>
千葉市 (H8.4月施行)	<p>(現行条例)</p> <p>(個人情報の適正な管理)</p> <p>第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。</p> <p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。</p>

さいたま市 (H13.5月施行)	(現行条例) (適正な維持管理) 第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。 (1) 個人情報は、正確かつ最新のものとする事。 (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。 (3) 保有する必要のなくなった個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。 2 実施機関は、前項に規定する維持管理を行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。
横浜市 (H12.7月施行)	(現行条例) (適正な維持管理) 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。
川崎市 (S61.1月施行)	(現行条例) (適正な維持管理) 第11条 実施機関は、届出業務に係る個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。 (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとする事。 (2) 個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。 (3) 個人情報の漏えいを防止すること。 2 実施機関は、個人情報の記録の保管が必要でなくなったときは、速やかに廃棄する等適正な措置を講ずるものとする。
名古屋市 (H8.10月施行)	(現行条例) (個人情報の適正管理) 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があると認められるものについては、この限りでない。
京都市 (H6.4月施行)	(現行条例) (個人情報の適正な管理) 第13条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。 2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるため、個人情報管理責任者を置かななければならない。 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

<p>大阪市 (H7.10 月施行)</p>	<p>(現行条例) (適正な維持管理) 第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、当該個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。 2 実施機関は、個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、正確かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有すると認められるものについては、この限りでない。</p>
<p>広島市 (改正 条例 16.4月 施行)</p>	<p>(改正済み条例) (保有個人情報の適正管理) 第6条 実施機関は、利用目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するために必要な措置を講じなければならない。 3 実施機関は、保有個人情報を保有する必要がなくなったときは、確実に、かつ、速やかに、その個人情報を記録した公文書その他の物を廃棄し、又はその保有個人情報を消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な価値を有すると認められるものについては、この限りでない。</p> <p>(旧条例) (個人情報の適正管理) 第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。 2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損その他の事故を防止するために必要な措置を講じなければならない。 3 実施機関は、個人情報を保有する必要がなくなったときは、確実に、かつ、速やかに、その個人情報を記録した公文書その他の物を廃棄し、又はその個人情報を消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な価値を有すると認められるものについては、この限りでない。</p>
<p>北九州市 (H4.10 月施行)</p>	<p>(現行条例) (適正管理) 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、正確かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値が生じると認められるものについては、この限りでない。</p>
<p>福岡市 (H3.9 月施行)</p>	<p>(現行条例) (適正な維持管理に関する措置) 第9条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関は、その保有する個人情報を正確かつ最新なものに保つため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 実施機関は、保存する必要がなくなった個人情報については、正確かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</p>

